

# 労働法最前線

## —労働雇用法および地方労働規定の比較・解説

世澤法律事務所中国律師 (陳軼凡、黄曉軍)

## 従業員代表大会制度

第50回

今回は、従業員代表大会制度について解説します。

### 1. 背景

中国改革開放前までの計画経済体制の下では、労使対立という典型的な構図はあまり存在せず、従業員代表制度は、党と政府の関連政策のみを根拠に展開していました。

一方、社会主義市場経済体制が確立された後、労使対立関係は激しくなり、民営企業・外商投資企業を含む民間資本の割合が大幅に増加してきました。1992年以降、経済・社会体制の改革に伴い、大規模な立法活動が展開され、「会社法」をはじめ、「労働組合法」、「労働法」、「労働契約法」などは、従業員が従業員代表大会を通じて民主管理権を行使する権限を保障するよう明確に規定しました。

### 2. 従業員代表大会制度の適用対象

「憲法」および「全民所有制工業企業職工代表大会条例」によると、全民所有制工業企業には、従業員代表大会を設立しなければならないと定めていますが、その他の企業に対し、規定されていません。一方、「会社法」、「労働組合法」、「労働法」、「労働契約法」は、外商投資企業を含めたすべての企業を従業員代表大会制度の適用対象とすると解釈できます。

さらに、2011年5月1日に実施した「上海市従業員代表大会条例」、2008年1月1日に実施した「江蘇省企業民主管理条例」、2013年1月1日に実施した「甘肅省従業員代表大会条例」などの地方レベルの法規からみると、すべての企業に対し、従業員代表大会制度の設立は義務づけられる傾向がみられます。

### 3. 従業員代表大会の組織制度

関与する状況	権利の表現方法
①労働者の身近な権益に直接かわる規則制度または重大事項	討論、方案や意見を提出
②集団契約草案	討論を経て採択

(1) 従業員代表大会と従業員(全員)大会

企業は、従業員数によって、従業員代表大会または従業員(全員)大会を主催することができます。多くの地方規定によると、従業員数が100人以上である場合、従業員代表大会を主催しなければならず、従業員数が100人未満の場合、従業員(全員)大会を主催できると決めました。

(2) 従業員代表大会の代表数

多くの地方規定によると、従業員代表大会の代表数は、少なくとも30人を下回ってはならないと規定されています。

(3) 従業員代表大会の代表人員の構成

「上海市従業員代表大会条例」の例を挙げると、従業員代表大会の代表には、ワーカーを中心としなければなりません。うち、中級・高級の管理人員の代表は、従業員代表総人数の20%を超えてはなりません。女性従業員代表の比率は、本企業の全女性従業員に対し、一定の比率を占めなければなりません。

(4) 従業員代表大会の権利

従業員の企業経営に関する「知る権利」、「参加する権利」、

「議決する権利」、「監督する権利」を保障する方向で、主に下記のとおり従業員代表大会に権利を与えます。

### 4. 従業員代表大会を設立する必要性

「会社法」や「労働契約法」などは、外商投資企業を含めたすべての企業を従業員代表大会制度の適用対象とするよう解釈できますが、実務上、実際に従業員代表大会を実施している外商投資企業数は多くありません。考えられるその理由は、下記の通りです。

(1) 立法と行政執務上

「上海市従業員代表大会条例」をはじめ、一部の地方規定は、すべての企業に対し、従業員代表大会制度の設立が義務づけられています。しかし、設立しない場合に対し、当局は教育、意見の提出などの形を中心として行います。具体的な処罰などに関わる規定はあまり見当たりません。このような立法に従い、行政執務レベルにおいても、力を入れにくいと読み取れます。

(2) 実務上

法律上、関連する規則制度または重大事項の討論や集団契約草案の採択の際に、従業員代表大会でなく、従業員全体に意見を求めることもできます。実務上、従業員全体か、それとも従業員代表大会かを選択する場合、多くの外商投資企業は、従業員全体を選択しているのが現状です。一方、企業の労働組合は、従業員代表大会の運営機関であり、従業員代表大会の主催または日常の業務などを行います。労働組合を設立していない企業にとっては、従業員代表大会の運営に壁があるのが現状です。

< 筆者紹介 >

世澤法律事務所中国律師陳軼凡、黄曉軍

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、コーポレート及びコマーシャル、合併・買収、国際貿易及び競争、訴訟及び仲裁、プライベートエクイティ及びベンチャーキャピタルの投資、銀行及び信託、資本市場及び証券、知的財産権、労働及び社会保障、不動産及び建築工程など。

Web : [www.broadbright.com](http://www.broadbright.com)

E-mail : [broadbright@broadbright.com](mailto:broadbright@broadbright.com)

【北京本部】北京市朝陽区建外大街永安東里16号  
CBD 国際ビル 701 室

Tel : 010-8513-1818 (中国語、英語) 010-8513-1800  
(日本語専用)

Fax : 010-8513-1919

【上海支所】上海市淮海中路93号大上海時代広場  
1109 室

Tel : 021-5386-1618 (中国語、英語) 021-5386-1109  
(日本語専用)

Fax : 021-5386-1619